

多核種除去設備等処理水の処分に係る国民・県民の理解醸成に向けた取組の強化を求める意見書

国は、令和3年4月、東京電力福島第一原子力発電所の構内に保管されている多核種除去設備等処理水（以下「ALPS処理水」という。）の処分方針に係る基本方針を決定し、同年12月には風評や安全面など、基本方針の着実な実行に向けた行動計画を取りまとめたところであるが、依然として県内外の漁業者を始め、多くの国民・県民から、ALPS処理水の海洋放出により新たな風評が生じることへの懸念が示されているなど、国が打ち出す対策が国民・県民の安心感につながっていない。

国が前面に立ち、責任を持って当県の復興を成し遂げるためには、福島第一原子力発電所の廃炉及びALPS処理水の処分など幾多の困難を乗り越えなければならない。そのためには、徹底的な安全対策はもとより、国民・県民の理解が必要不可欠である。この問題は当県だけではなく、我が国の最重要課題の一つであり、国内を始め、国際社会に対して、具体的内容を丁寧に説明し理解が深まるように取り組むとともに、必要な追加対策を躊躇なく実施していくことが求められる。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 海洋放出が開始されるまでの残された期間を最大限に活用し、地元自治体や関係団体等に対して丁寧に説明を尽くすとともに、国際原子力機関（IAEA）や米国を始めとした国際社会の協力を得ながら、引き続き、科学的知見に基づく正しい情報を丁寧に発信し、理解を得ていくこと。
- 2 今後も風評の状況を継続的に確認しながら、必要な追加対策を的確に実施すること。仮に風評被害が生じた場合には、東京電力ホールディングス（株）（以下「東京電力」という。）任せにせず、被害の実態に即した賠償を行うため機動的に対応すること。
- 3 原子力災害からの復興・再生は、国はもとより、東京電力に対する県民・国民からの十分な信頼がなければ成り立たない。そのため、東京電力に対する監督・指導をより一層強化し、正確な情報発信や作業の透明性をしっかりと確保しながら、ALPS処理水の処分に係る取組を進めていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
復興大臣
原子力規制委員会委員長

宛て

福島県議会議長 渡辺義信